

尊厳は、元来、キリスト教上に起源を持つとされ、哲学、宗教学上の概念として定立してきたと一般的に理解される。他方、尊厳は法概念としても重要である。憲法学では、法概念としての尊厳とは人間の尊厳と個人の尊厳どちらを意味するかが、しばしば議論となる。いずれの立場に依拠するかで、導出される諸権利の実相が異なってくるからである。

だが、裁判の場では、その違いはあまり問題とならない。何故なら、尊厳自体が、あまりにも抽象かつ多義的な概念であるため、裁判規範として実用的でないからである。重要だが、明確な概念―それが法概念としての尊厳なのである。

そのため、これまでの尊厳研究は、概念面の抽象的な議論に留まり、その適用面にまであまり注目してこなかった。しかし、近時、アメリカでは尊厳の具体的適用が精力的に研究され始めている。その契機が、同性婚をめぐるアメリカ合衆国最高裁判所判決であった。

二〇一五年の Obergefell v. Hodges は、平等

憲法における人間の尊厳と個人の尊厳

上田宏和

な尊厳 (equal dignity) との表現で、同性カップルの婚姻の権利を認め、全米で同性婚を容認した。その一方で、平等な尊厳の性格について具体的な言及がなく、人間の尊厳と個人の尊厳どちらに依拠したかが不明確であった。

同性婚で扱われる尊厳は、人間一般を指す人間の尊厳ではなく、同性婚を享受したいカップルの個人の尊厳の問題と考えるのが通常であろう。しかし、筆者は、まず普遍的な人間の尊厳を想定した上で、各事案に応じて尊厳概念を交換してあげはめるのが妥当だと考える。

何故なら、同性愛者であるかを問わず、いかなる個人も人間としての尊厳を有しているからである。ただ、同性婚のような場合は、すべての個人に該当する事案ではない。尊厳が多義的で文脈依存の概念である以上、これを享受する個人がいかなる者かに注目して法的保護を考える必要があるのではないだろうか。

(うえた ひろかず／東洋哲学研究所委嘱研究員)